
揺らぐ米国の「核の傘」への信頼

第2次トランプ政権と欧州における核抑止

合六 強
Goroku Tsuyoshi

[要旨]

現在、欧州はロシアと米国という二重の「脅威」に直面している。ロシアがウクライナ攻撃を続け、NATO諸国に対する核威嚇やハイブリッド攻撃を強化するなか、第2次トランプ政権の米国は欧州から背を向けようとしている。この結果、欧州ではすでに、米国への不信が拡大し、拡大核抑止の信頼性も大きく揺らいでいる。歴史を振り返れば、米国の「核の傘」をめぐる不安が高まること自体は繰り返し見られた現象である。しかし今回は、そうした不安を抱く国のなかでも、これまで対米関係を最重視してきた欧州諸国が、英仏の核戦力を軸とした欧州の核抑止力に真剣に関心を寄せている点で質的に異なる。こうしたなか、英仏両国は自らの核戦力を欧州安全保障に位置付けようとしているが、米国型の拡大核抑止を代替する能力と意思には乏しい。そのため両国は、欧州の核抑止態勢における補完的役割を強化し、NATOにおける「欧州の柱」を強化しようとしている。

はじめに

現在、欧州は2つの「脅威」に直面している。

第1は、2022年の北大西洋条約機構（NATO）「戦略概念」で「最も重大で直接的な脅威」とされたロシアである。同国は全面侵攻開始から3年半を経てもウクライナへの攻撃を止めず、NATO諸国に対しても核威嚇やハイブリッド攻撃を激化させている。また戦時経済下のロシアでは、戦力の再編が西側の想定を上回る速度で進み、同盟内では数年以内にNATOへの攻撃態勢が整うとの見方も出ている。現時点でNATOへの全面攻撃の可能性は低いと見られるものの、バルト三国やポーランドなどに対してNATO・米国の決意を試すような限定的な行動に出る可能性が危機感を持って語られている。

こうしたなか欧州にとって、NATOの結束および米国の欧州安全保障への関与はますます重要になっている。しかし、第2次トランプ政権はすでに欧州全体の安全保障問題を欧州自身が担うべきとの立場を明確にし、米国の関与を減らしていく方針を示している。またトランプはこれまでと同様、防衛コミットメントを同盟国の負担分担次第とし、同盟の中核である「集団防衛」にも曖昧な姿勢をとっている。

さらに欧州にとって大きな衝撃となったのは、トランプが大統領就任からわずか数週間で、

ウクライナや欧州諸国の頭越しにロシアとの関係正常化に向けて動き出したことである。その後も米国はロシアには宥和的な姿勢をとり、ウクライナには軍事支援を梃子に圧力をかけ、ついには武器供与や情報共有を一時停止した。これにより欧州では、米口によって欧州の運命が決められるのではないかという懸念とともに、ロシアの武力攻撃に際して米国は動かないのではないかという不安が高まった⁽¹⁾。欧州は対ロ脅威を前に米国の不確実性という第2の「脅威」に直面することになった。

こうした不信感は、80年近く欧州が米国に依存してきた核抑止面にまで及んでいる。「核同盟」を自称するNATOは対ロ抑止・防衛態勢の強化を進めているが、その根幹を支えるのは米国の拡大核抑止（核の傘）である。今のところトランプ政権は欧州への核コミットメントを疑問視する言動を見せていないが、その信頼性はすでに大きく揺らいでいる。もっともNATOの歴史を紐解けば、拡大核抑止の信頼性をめぐる問題はこれまでも繰り返し起こってきた。かつて見られた問題の再来か、新しい現象か。本稿では、大西洋同盟における拡大核抑止の信頼性をめぐる問題の歴史を概観したうえで、トランプ政権が欧州における核抑止をめぐる議論や動向にいかなる影響を与えているかを検討する。

1 NATO核抑止態勢の現状

現在、NATOは「核兵器が存在する限り、核同盟であり続ける」と宣言している。NATO自体は核を保有していないが、同盟の安全保障に対する「究極の保証」として位置付けられてきたのが米国の戦略核である。これに加えて、同盟内で独自の核抑止力を有しているのが英国とフランスである。両国は意思決定における独立性を有する点で共通するが、英国が米国に依存する形で核戦力を維持し、1962年以来これをNATOに割り当ててきたのに対し、フランスは自らの核戦力をNATOと切り離し、核政策に関する協議体である核計画部会（NPG）にも唯一参加していない。それでもNATOでは1974年のオタワ宣言以来、両国の核戦力は同盟の安全保障に貢献していると評価されてきた。米国以外に核使用を独自に決定できる国が存在することで、敵国の計算が複雑になるという抑止効果が期待されてきたからである。

とはいえ、冷戦期以来、欧州安全保障の前提となってきたのは米国の核の傘であり、その中核をなすのがNATO特有の「核共有」制度である。これは、平時に米国が核弾頭を同盟国に保管し、当該国がそれを運用するための運搬手段を保有するというもので、有事に使用が決まれば、米国が核弾頭を同盟国に引き渡し、同盟国が自国の運搬手段で運用する仕組みになっている。

現在、米国はドイツ、ベルギー、オランダ、イタリア、トルコの5カ国に約100発のB61核爆弾を保管し、これらの国を含む7カ国が核・通常両用航空機（DCA）を通じて核任務（DCA任務）に関与しているとされる⁽²⁾。NATOは年1回の核演習を実施しているが、ここには米国の戦略爆撃機や欧州諸国のDCAに加え、ポーランドなど一部同盟国の戦闘機が通常戦力による核作戦支援（CSNO）の枠組みで参加している。

DCA任務の遂行にはNPGでの承認に加え、米国大統領による同意が必要である。つまり、同盟国は核政策やその使用決定に影響を与えうるが、米国は事実上の拒否権を有するため、

米国大統領の意思は極めて大きな重みを持っている。

近年 NATO は DCA 任務に加えて、NPG や CSNO を含む一連の体制を「核共有の取り決め (Nuclear sharing arrangements)」と称し、これを「核抑止に伴う利益、責任、リスクを同盟内で共有することを保証する」ものと説明している⁽³⁾。そして各国はこの取り決めを通じて同盟の一体性、特に米欧間の結束を確認してきたが、そうした政治的側面は制度が形成された当初から色濃く見られた。

2 核の傘をめぐる危機と制度化

NATO 核抑止態勢において制度化が進んだ背景には、核の傘をめぐる同盟の危機があった⁽⁴⁾。そもそも NATO の核武装化 (nuclearization) は 1950 年代に始まった。NATO はソ連の巨大な通常戦力を前に、核を早期かつ大量に用いる決意を示すことでソ連を抑止する戦略をとり、米国は 1954 年から欧州に多種多様な戦術核を配備していった。その数は増え続け、ピーク時の 1970 年代には 7000 発を超えた。NATO は冷戦期に「核同盟」を自称することはなかったが、実態としては、核、特に米国の核に大きく依存することになった。それだけに、米国の拡大核抑止の信頼性を維持することは米欧双方にとって死活問題となった。

その信頼性が初めて大きく揺らいだのが 1950 年代半ばである。1956 年にスエズ危機やハンガリー動乱など同盟国の対米不信を惹起する事件が相次ぎ、1957 年にソ連が「スプートニク」の打ち上げに成功すると、欧州では米国の「意思」および「能力」に対する疑念が広がった。そこで同盟国に安心を供与する手段として創られたのが「核共有」制度である。1957 年末の NATO 首脳会議ではその起源である「核備蓄」制度の創設が決まり、これに参加する同盟諸国 (西ドイツ、ベルギー、オランダ、イタリア、トルコ、ギリシャ、英国、カナダ) は米国の核を受け入れ、運搬手段の導入を進めた。

また 1960 年代に入り米ソ間で「核の手詰まり」状況が生まれ、さらに米国が核戦力よりも通常戦力での対応を強調するようになると、同盟国では米国による欧州の「非核化」に対する不安が高まった。一方の米国は、信頼性の低下が同盟内の核拡散につながることを恐れた。この頃、米国との核協力を強化する英国が、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) を米国から調達する代わりに自国の核を NATO に割り当てたのに対して、フランスはスエズ危機における米国との対立を経て、同盟内でより自律する必要性から独自の核開発を加速させた。フランスにとって核は「敵からよりも同盟国から自らを守るため」⁽⁵⁾ のものであり、米国はこうした動きが特に西ドイツに波及することを危惧した。

こうした状況に対応するため、NATO では当初、戦略核を同盟国で集団運用する「核戦力共有方式」が議論されたが結局頓挫し、代わりに追求されたのが、米国が核に関する情報を同盟国と共有し、同盟国が核政策の計画立案や意思決定に関与するという「核協議方式」だった。そしてこれに反発するフランスが NATO 軍事機構からの撤退を決めたことで、1966 年末に NPG が創設された。こうして核の傘の信頼性を維持し、同盟内の核拡散を防ぐための「核共有の取り決め」の大枠ができ上がった⁽⁶⁾。

もちろんこの間、「欧州」の文脈で動きがなかったわけではない⁽⁷⁾。この時期、欧州独自の

核戦力に関する議論や動きも見られたが実現しなかった。ド・ゴール復権後のフランスが「一国」での核を追求したことに加え、西ドイツなどほかの国が米国の離反を恐れたためである。他方、西ドイツも核兵器不拡散条約（NPT）加盟に際して「欧州オプション」という条件を付した。これは、将来連邦国家となった欧州がその構成国の核兵器国という法的地位を継承することを認めるものだが、今日まで連邦化は実現していない。そうしたなか、例えば1970年代末のNATO「二重決定」のように、その後も核の傘をめぐる問題が起こるたびに、米国が「大西洋」同盟の文脈で安心を供与することで、問題は克服されてきた。

3 「核の忘却」から「核の復権」へ⁽⁸⁾

冷戦終結に伴い欧州は核戦争の恐怖から解放され、拡大核抑止をめぐる問題も同盟の中心的課題でなくなった。「核の忘却」と呼ばれる時代の到来である。欧州の文脈ではEUが発足するなか、フランスが欧州の核抑止力について議論を主導しようとしたが、進展はなかった。またNATOも核依存を大幅に低下させ、2000年代には英国やギリシャに置かれていた核も完全に撤去された。他方、そうしたなかでも少数のB61核爆弾とそれを中核とする「核共有」制度は維持された。それは軍事的な意味を失いながらも、米欧の政治的な紐帯を維持するうえで必要とされたからである⁽⁹⁾。

それでも、「核使用が想定される状況が極めて遠のく」（1999年「戦略概念」）なか、NATOでは2000年代後半に、核の完全撤去と核共有からの離脱を求める声が高まった。例えば、ドイツでは核共有に反対する世論が圧倒的多数を占めてきたが、この時期、外相を含む主要政治家からも核撤去を求める声があがり、第2次メルケル政権の連立協定では、同盟内でそれを模索する方針が明記された⁽¹⁰⁾。

他方、冷戦後、NATOに加わったポーランドなど対ロ懸念を抱く国はこうした動きに反対した。NATOが一方的削減を続けるなか、ロシアが通常戦力の劣勢を相殺すべく戦術核への依存を深めていたからである。しかし、ポーランドが米国の核を受け入れるのは非現実的だった。NATOは東方拡大を懸念するロシアへの配慮から、1997年の「NATO・ロシア基本議定書」において新規加盟国領土に核を配備しないと宣言していたためである。ポーランドなどの国にとって、西欧に残された核および「核共有」制度の存続は、米国の核コミットメントの象徴としてより大きな重みを持つことになった⁽¹¹⁾。

論争が続くなか、核態勢の変更は同盟全体で決定すべきとの原則が定まった。そして2010年の「戦略概念」および2012年の「抑止・防衛態勢レビュー」を通じて、「核共有」制度を維持すること、戦術核のさらなる削減は、ロシアと相互主義に基づいて進めることが確認された。またNATOはここで初めて「核同盟」を自称した。それほど「核同盟であり続けること」が自明のことではなくなっていた。背景には「欧州大西洋地域は平和である」という認識に加え、対ロ関係は対話と関与を続ければ安定的に管理できるという期待があった⁽¹²⁾。

しかしこうした認識は、2014年のロシアによる第1次ウクライナ侵攻（クリミア占領および東部ドンバス戦争）により変容を迫られた。これを機にNATOは「集団防衛」任務への回帰を余儀なくされ、NATOと米国はそれぞれ対ロ懸念を強めるポーランドやバルト三国などに通

常戦力面での安心供与措置をとった。そしてロシアがウクライナへの姿勢を改めず、欧州諸国への核威嚇を強めるなか、NATOは2016年のワルシャワ首脳会議以降、通常戦力面での抑止・防衛態勢の強化を進めてきた。また核政策でも、ロシアへの警告を含む首脳声明や事務総長演説、また米戦略爆撃機の飛来や核演習に関する情報発信などを通じてシグナリングの強化を図り、さらに同盟内の核協議も再活性化させた。こうして核の役割が強調される時代が戻ってきた。

他方、物理的な核態勢については、DCAの更新や核弾頭の近代化といった既定の計画を除き、大きな変更は加えられなかった。こうした「漸進的」アプローチは、NATOが激しく動揺した第1次トランプ政権期、そしてロシアが核威嚇を伴って始めた2022年2月のウクライナへの全面侵攻（第2次ウクライナ侵攻）を経ても変わらなかった。2023年にはロシアがベラルーシへの戦術核配備を発表したことを受けて、ポーランドが「核共有」制度への参加を要請した。さらにポーランドはリトアニア・ラトビアとともに、NATO首脳宛ての書簡で「核抑止政策の見直しと新たな現実への適応」を求めた。しかしNATOとしての抑制的な対応に変化はなかった⁽¹³⁾。

4 第2次トランプ政権の衝撃

2025年1月、かねてより欧州に敵対的な言動を繰り返し、ロシア・ウクライナ戦争の早期終結にも強い意欲を示すトランプが大統領に就任した。それまでNATOではその勝利を見越した対策も進められてきたが、トランプが大統領就任早々にロシアに接近し、3月4日にはウクライナ支援を一時的にでも停止したことは、欧州に強い衝撃を与えた。

支援停止の翌日、マクロン仏大統領は国民向け演説で、「米国がわれわれの側にとどまり続けることを信じたいが、そうでない場合に備える必要がある」と述べたうえで、「欧州大陸の同盟国を守るためにわが国の抑止力を活用することについて戦略的議論を開始する」と発表した⁽¹⁴⁾。

こうしたなか欧州の核抑止力をめぐる議論が「再び」活発化した。この種の議論は米国の拡大核抑止の信頼性低下に伴い、これまでも浮上しては消えてきた。直近では第1次トランプ政権期に盛り上がったが、結局は一部の政治家や専門家、ジャーナリストの議論にとどまった⁽¹⁵⁾。政府レベルでは、「欧州の戦略的自律」を推進するマクロンが2020年2月の段階ですでに今回と同様の提案を行っていたが、欧州諸国の多くは関心を示さなかった⁽¹⁶⁾。例えばポーランドやバルト三国は、米国の撤退を恐れて対米関係の強化を優先し、「戦略的自律」の名の下に自らの頭越しでプーチンに接近するマクロンに不信感を抱いていた。またドイツのメルケル首相（当時）も、欧州がより大きな責任を担うべきという点ではマクロンと一致しながらも、NATOの弱体化につながりかねないそのアプローチを支持することはなかった⁽¹⁷⁾。

しかし、今回の「再提案」に対する欧州諸国の反応は5年前とは異なっている⁽¹⁸⁾。ドイツの首相候補と目されていたメルツは2025年2月以降、英仏との核協議の必要性を繰り返し訴えてきたが、5月の首相就任翌日に訪問したパリでは、マクロンとともに閣僚へ議論の開始を指示した⁽¹⁹⁾。またポーランドも仏提案に関心を示し、すでに両国間で議論が始まっている

という。さらに5月には両国の間で相互防衛条項を含むナンシー条約が締結され、トウスク首相はこの条約によって核抑止面での協力が進むことに期待を示した⁽²⁰⁾。このほか、バルト・北欧諸国など、従来ロシアの脅威を前に対米関係を最重視してきた国々の指導者からも前向きな反応が寄せられている。こうした変化には、ロシア脅威の増大と米国の不確実性に加えて、マクロンの対ロ姿勢の硬化とNATO東方正面への関与拡大によってフランスへの信頼が回復しつつあることも影響している。

マクロンはこうした状況を踏まえ、ロシア、欧州諸国、そして国内世論を念頭に自国の核ドクトリンについて異例の頻度で発言を重ねている⁽²¹⁾。フランスにとって核の目的は「死活的利益」への脅威を抑止することにあるが、その定義はあえて曖昧にされており、最終的な判断は仏大統領に委ねられている。ただしド・ゴール期以来「死活的利益」には「欧州の次元」があるとされ、マクロンはこの点を繰り返し強調してきた。それは、欧州の統合が進むなか、ほかの欧州諸国の死活的利益が損なわれる状況で、フランスの死活的利益が無傷であるのは想像しがたいからである。一方、マクロンは、フランスが他国の安全保障にかかる費用を負担しないこと、自国の防衛力を損なわないこと、そして核使用の決定は仏大統領の専権事項であることを前提として確認している。

こうした立場は、米国の核の傘に頼ってきた他国で十分に理解されているわけではない。だからこそマクロンは、まず関心を示す国との間で対話の場を設け、双方の認識をすり合わせつつ具体的な方策を模索しようとしている。現段階でどの国といかなる議論が行われているかは不明である。しかし、仏核抑止力を欧州安全保障に位置付ける議論にほかの欧州諸国が関心を寄せていること自体、新しい動きであり、それだけ米国の拡大核抑止に対する不安が広がっていると言えよう。

一方、もうひとつの欧州核保有国である英国のスターマー政権は2025年6月のNATO首脳会議に合わせて、B61を搭載できるF-35Aを米国から12機購入し、NATOのDCA任務に参加することを発表した⁽²²⁾。これは、「トライデント・システム」のみで構成されてきた英核戦力を重層化するものであり、同時に冷戦後初めて「核共有」制度への参加国が増えることを意味する。ロシアによる限定核使用への懸念が高まるなか、エスカレーション・ラダーを埋める柔軟な戦術核オプションとして、相対的に安価で導入しやすいため採用されたと見られる。また、国内には米国依存を深めることへの批判もあるが、英国外交の伝統に沿えばむしろ依存を通じて対米関係を管理し、米欧の「架け橋」としての役割を果たそうとしている可能性もある。いずれにせよ英国のNATO核任務参加の決定は、直前に発表された「戦略防衛見直し」で示された「NATOファースト」の方針を反映している。

そしてこうした流れのなか7月10日、スターマーとマクロンは、英仏核協力の強化を謳ったノースウッド宣言を発表した⁽²³⁾。両国は1995年のチェッカーズ宣言以来、一方の死活的利益が脅かされるような状況で他方のそれが脅かされないことは考えにくいとの認識を共有してきたが、今回の宣言ではこれに加えて、「両国の対応を引き起こさないような欧州に対する極端な脅威は存在しない」という踏み込んだ認識を盛り込んだ。つまり、英仏への脅威だけでなく、「欧州」に対する「極端な脅威」にも両国は共同で対応する意思を初めて明らかにし

たのである。ただし、「欧州」にどの国（例えばウクライナやモルドバなどEU・NATO非加盟国）が含まれるか、「極端な脅威」とは何かは不明瞭で、対応手段も曖昧にされている。それでも現状、時間や予算の制約があるなか、曖昧さを利用することでロシアの計算をいっそう複雑化させる狙いがうかがえる。

またこの宣言には、各々の核戦力の独立性を維持しつつ、その連携を進めていく歴史的な決定も含まれている。そして「戦略・能力・運用」面での調整を行うため、仏大統領府と英内閣府が主導する「核運営グループ」が創設されることになった。詳細は不明だが、作戦計画や核演習、戦略原潜の哨戒任務における調整に加え、危機時の連携やターゲティングなども議題となる可能性がある。

こうした核抑止における連携が、核威嚇を続けるロシアへの対応であることは明白だが、同時に欧州の核保有国として欧州安全保障にいっそうの責任を担う姿勢を米国に示し、米国を欧州に引きとどめる狙いもあるだろう。もしそうなら英国のDCA任務参加とも矛盾しない。英仏ともに米国の拡大核抑止の代替を模索しているわけではなく、その補完的な役割を強化しようとしており、これはNATOにおける「欧州の柱」の強化と言える。そしてこの点は、ドイツやポーランドなどほかの欧州諸国が望む方向性でもある。今後、英仏の連携に米国がどのように反応するのか、またほかの欧州諸国がいかにかわっていくのかは不明だが、それでも核抑止態勢の再編に向けて欧州諸国は確実に動き出している。

おわりに

米国の拡大核抑止をめぐる不安はこれまでも繰り返し表面化してきた。しかしそうした不安が生じるたびに、歴代米政権は同盟国への安心供与を行い、同盟の維持・管理に努めてきた。そしてその過程でNATO核抑止態勢における制度化も進展してきた。

トランプ政権が今後、欧州の不安を緩和するような措置を講じるかはわからない。同政権はこれまでインド太平洋シフトの方針を掲げるなかで、欧州諸国に対して「通常戦力」面での役割拡大を強く求めている⁽²⁴⁾。負担分担を求める文脈で「通常戦力」を強調する姿勢は、核抑止面では米国が引き続き主導的な役割を担っていく意思を示している可能性もある。ただし米国から明示的な保証がない限り、欧州の不安は容易には払拭されないだろう。加えて、拡大核抑止が機能するうえで決定的な要素は米国大統領の意思である。その意味でトランプの言動はその信頼性を揺るがす根本的要因であり続けている。

こうしたなか本論で見たように、欧州では英仏の核抑止力を軸にした新たな動きが見られる。とはいえ、戦略論の泰斗フリードマンが述べるように、「米国を代替するのが最も難しいのが核保証の提供」である。英仏両国は米国と比べて、保有する核弾頭数が圧倒的に少なく、核オプションの多様性・柔軟性に欠け、核ドクトリンも米国型の拡大核抑止を想定していない。英仏が短中期的に米国と同等の核の傘を準備することには限界がある。

それでも英仏の核戦力はロシアに無視しえないリスクを突き付けている。そのため現在の両国を中心とした動きは、これまで両国の核戦力がNATOで担ってきた補完的な役割をいっそう強化する試みと言えよう。これが今後どのような追加的措置によって進められるかは不

明だが、まず重要なのは不安を抱くほかの欧州諸国に一定の安心感を与えられるかである。その第一歩としてマクロンは「戦略的議論」を再提案した。今後これを通じて、例えば、フランスの核演習への欧州諸国の参加や欧州領域における演習の実施、核搭載可能なラファール戦闘機の東方正面への一時的な展開、フランスのNPGオブザーバー参加、英仏核連携への欧州諸国の関与といった、専門家によって提案されてきた措置がとられるかが注目される⁽²⁵⁾。

また同じく重要なのは、核だけでなく多様な脅威を突き付けるロシアに対する全般的な抑止力の強化である。ロシア・ウクライナ戦争で明らかになったのは、欧州諸国の通常戦力の脆弱性である。核だけですべての戦争（特に想定しうるロシアの限定攻撃）を抑止することはできず、通常戦力、特にエスカレーション管理のための長距離精密打撃能力の増強が喫緊の課題であることは多くの専門家が指摘するところである⁽²⁶⁾。欧州諸国にとって、限られた時間と予算のなかで核・非核戦力のバランスをとりつつ、米国の関与をできるだけ確保しながら、多層的で切れ目のない抑止態勢を構築できるかどうかが目下の課題となっている。

(2025年8月18日脱稿)

[付記] 本稿は二松学舎大学特別研究員（海外）研究成果の一部である。

- (1) 第2次トランプ政権の初動と欧州の反応については、合六強『『アメリカ問題』に苦悩するヨーロッパ』佐橋亮・梅川健編『トランプのアメリカ——内政と外交、そして世界』東京大学出版会、2025年。
- (2) Hans M. Kristensen et.al., “Nuclear weapons sharing, 2023,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, 79, 2023.
- (3) NATO, “Nato’s Nuclear Sharing Arrangements,” February 2022.
- (4) 本節は特記のない限り、合六強「冷戦期ヨーロッパにおける『コミットメントの象徴』としてのアメリカの核兵器」岩間陽子編『核共有の現実』（信山社、2023年）に基づく。
- (5) Maurice Vaisse, “Le choix atomique de la France (1945–1958),” *Vingtième Siècle*, 36, 1992.
- (6) 核共有・核協議制度の起源と成立については、岩間編『核共有の現実』1—2章も参照。
- (7) Céline Jurgensen, “L’Europe, la France et la dissuasion nucléaire,” *Revue Défense Nationale*, 821, 2019.
- (8) 秋山信将・高橋杉雄編『「核の忘却」の終わり——核兵器復権の時代』勁草書房、2019年。
- (9) 前掲、合六「冷戦期ヨーロッパにおける『コミットメントの象徴』としてのアメリカの核兵器」。
- (10) Ulrich Kühn eds, *Germany and Nuclear Weapons in the 21st Century: Atomic Zeitenwende?*, Routledge, 2024.
- (11) Monika Sus and Łukasz Kulesa, “Breaking the silence: explaining the dynamics behind Poland’s desire to join NATO nuclear sharing in light of Russian aggression against Ukraine,” *The Nonproliferation Review*, 30, 4-6, 2023.
- (12) 冷戦後の核態勢については、鶴岡路人『模索するNATO——米欧同盟の実像』千倉書房、2024年、第4章、戸崎洋史「NATO——「核の忘却」の終焉？」秋山・高橋編『「核の忘却」の終わり』を参照。
- (13) William Alberque and Artur Kasprzyk, “More Pillars Needed: Ten Options for Europe to Improve NATO’s Nuclear Deterrence,” *Policy Memo, Stimson*, October 2, 2024; Sus and Kulesa, “Breaking the silence.”
- (14) Élysée, “Adresse aux Français,” 5 mars 2025.
- (15) 例えばドイツでの論争については、Ulrich Kuhn et.al, “Tracking the German Nuclear Debate,” *Carnegie Endowment for International Peace*, March 5, 2020.
- (16) Élysée, “Discours du Président Emmanuel Macron sur la stratégie de défense et de dissuasion devant les stagiaires de la 27ème promotion de l’école de guerre,” 7 février 2020.
- (17) 前掲、合六『『アメリカ問題』に苦悩するヨーロッパ』。

- (18) “Poland, Denmark open to Macron’s nuclear deterrent proposal,” *Politico*; “Poland and Baltic nations welcome Macron’s nuclear deterrent proposal,” *AP*, both March 6, 2025.
- (19) Die Bundesregierung “Gemeinsam die großen Herausforderungen Europas angehen,” 7 Mai 2025.
- (20) “France, Poland seal alliance with a strategic treaty,” *Le Monde*, May 9, 2025.
- (21) “Emmanuel Macron-Les défis de la France,” *TFI*, 13 mai 2025.
- (22) UK Government [UKG], “UK to purchase F-35As and join NATO nuclear mission as Government steps up national security and delivers defence dividend,” June 24, 2025; “The Strategic Defence Review 2025: Making Britain Safer: secure at home, strong abroad,” June 2, 2025.
- (23) UKG, “Northwood Declaration,” July 10, 2025.
- (24) Department of Defense, “Opening Remarks by Secretary of Defense Pete Hegseth at Ukraine Defense Contact Group (As Delivered),” February 12, 2025.
- (25) Lawrence Freedman, “Europe’s Nuclear Deterrent: The Here and Now,” *Survival*, 67-3, 2025; Bruno Tertrais, “The “emergency parachute”: outlines of a Franco-British deterrent,” *Politique Internationale*, 188, 2025; Héloïse Fayet et.al., “Forum: European Nuclear Deterrence and Donald Trump,” *Survival*, 67-1, 2025.
- (26) 欧州が抱える通常戦力面での課題は、アルベサル・ティモテ「欧州における対ロシア通常戦力抑止の『体力』と『頭脳』」『国問研戦略コメント』2025年5月27日。